

岡山市条例第 5 3 号

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例

岡山市特別会計条例（昭和 3 9 年市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(15) 岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計 病院事業債管理事業

附 則

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。